

平成 29 年三重県議会定例会

総務地域連携常任委員会 提出資料

◎議案事項

議案第 160 号 損害賠償の額の決定及び和解について ······ 1

◎所管事項

1 「三重県外郭団体等の県退職職員活用にかかる情報提供制度」の見直しについて ··· 3

2 審議会等の審議状況について ······ 5

平成 29 年 12 月 14 日
総務部

◎議案事項

議案第 160 号

損害賠償の額の決定及び和解について

1 概要

平成 29 年 1 月 20 日に売却した旧津南警察署敷地の地中からコンクリート片が発見されたことにより、平成 29 年 7 月に契約相手方から県に対して撤去等にかかる費用を負担するよう申し入れがありました。

事実関係を調査したところ、警察本部が平成 22 年度に旧津南警察署の解体工事を行った際に、地中から既存基礎以外のコンクリート片が出土していたという事実がありましたが、その情報が土地の売却を行った総務部との間で引き継がれず、告知しないまま入札を行っていたことが判明しました。

県としましては、入札に際し、重要な情報の説明が不足していた結果、契約相手方に想定外の費用負担が生じたことをふまえ、コンクリート片の撤去・処分費用相当額を損害賠償することで和解する予定です。

つきましては、地方自治法第 96 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

2 損害賠償の相手方

株式会社ユタカ開発 代表取締役 藤田 幸生

3 損害賠償の額

19,583,565 円

4 損害賠償の内容

コンクリート片の撤去・処分に要した費用相当額

5 経緯

裏面のとおり

経緯

年月日	事項
昭和 43 年 3 月 30 日	旧津南警察署を建設
平成 22 年 1 月 18 日	旧津南警察署が旧久居庁舎へ移転
平成 22 年 9 月～ 平成 23 年 1 月	旧津南警察署建物の解体工事（実施：警察本部） (※地中の一部から既存基礎以外のコンクリート片が出土)
平成 23 年 1 月 31 日	土地を普通財産として総務部へ引き継ぎ
平成 29 年 1 月 20 日	(株) ユタカ開発と売買契約締結 (売却金額 2 億 1 2 1 万 9 千円)
平成 29 年 7 月 18 日	(株) ユタカ開発による造成工事の際に地中からコンクリート片が出土したため、同社から県に対して撤去等に係る費用負担の申入れ
平成 29 年 8 月～9 月	事実関係の調査等 関係者（管財課、警察本部、解体業者、廃棄物監視・指導課及び津地域防災総合事務所環境室）による現地調査を行うとともに、書類や聴き取りにより確認した結果、以下のことが判明 ・平成 22 年の解体工事において既存基礎以外のコンクリート片が出土（※）していたこと ・発見されたコンクリート片の形状や分布状況から、コンクリート片は旧津南警察署の建設時には既に埋められていた可能性が高いこと ・旧津南警察署建設当時はコンクリート片を埋め込む造成工事が違法ではなかったこと
平成 29 年 10 月 14 日	(株) ユタカ開発によりコンクリート片の撤去作業終了 (現場確認及びマニフェスト等の資料から撤去量を 200 トンと確認)

◎所管事項

1 「三重県外郭団体等の県退職職員活用にかかる情報提供制度」の見直しについて

1 三重県外郭団体等の県退職職員活用にかかる情報提供制度

(1) 施行の経緯

本県では、退職職員の活用を希望する外郭団体等の要請を受けて、外郭団体等の自主・自立、手続の透明性、機会の均等などを確保しながら、退職職員の活用が図れるよう、平成24年10月から「三重県外郭団体等の県退職職員活用にかかる情報提供制度」を創設し、試行しています。

(2) 情報提供制度の概要

現行制度の概要は以下のとおりです。

- ① 県から再就職希望者の情報を提供する対象団体は外郭団体等（非営利団体、県出資団体含む。平成28年度63団体）。
- ② 制度を活用できる対象職員は当該年度末に退職予定の常勤職員。
- ③ 県は、退職職員の能力や経験を活用したいと考える団体からの要請に基づき、団体の採用条件に合致する再就職希望者全員についての情報提供を行う。
- ④ 当該団体は、再就職希望者の情報提供を受けて選考を実施する。
- ⑤ 県は、情報提供にあたり職員の選考を行わない。
- ⑥ 制度に基づき再就職した状況について公表する。

(3) 情報提供制度に基づく再就職者数（過去3年分）

平成28年度 19名（16団体）

平成27年度 17名（15団体）

平成26年度 14名（12団体）

2 情報提供制度試行後の環境変化

試行開始から5年が経過する中、制度を取り巻く環境に変化が見られます。

(1) 民間企業等への再就職状況の公表

平成28年4月施行の地方公務員法改正（退職管理の適正化）をふまえ、本県では、民間企業等への再就職を含めて、退職した管理職員の再就職状況を公表しています。その公表によれば、退職職員が情報提供制度の対象外である民間企業等に再就職している事例があります。

(2) 他県の動き

退職職員活用にかかる情報提供制度を運用している団体は、本県を含め 23 都府県ありますが、本県を除く 22 都府県において、外郭団体に限定することなく民間企業等への情報提供を行っています。

3 制度の見直し（情報提供制度の対象拡大）

民間企業等では、退職職員が在職中に培った専門知識や経験を活用したいとの考え方のもと、退職職員を採用する動きがあります。一方、情報提供制度にとらわれず独自に求職活動を行う退職予定職員が見られます。

そこで、情報を提供する対象団体を拡大して民間企業等に対しても退職予定職員（再就職希望者）の人材情報を提供することとし、人材確保を希望する民間企業等と再就職を希望する退職予定職員の両者の支援を進めます。

	現行	見直し後
制度の名称	○三重県外郭団体等の県退職職員活用にかかる情報提供制度	○三重県退職職員活用にかかる情報提供制度
情報提供する対象団体	○外郭団体 ○その他（非営利であって、宗教関係、政治上の主義の推進、特定の公職の候補者の推薦等を行わない団体・県出資団体）	○原則、全ての団体 ・営利・非営利、県出資の有無、法人格の有無、規模の大小を問わない。 ・暴力団対策法に規定する暴力団等が経営に関与している企業等は除く。
制度の周知	○外郭団体等への周知。	○県HPで制度周知を図る。 ○退職予定職員の情報提供を希望する民間企業等に対し、当該制度を活用するよう推奨する。

4 不正な求職活動の防止

地方公務員法では、職員の在職中の求職活動自体に規制はありません。一方で、職務上の不正行為を見返りとした求職活動は禁止されており、求職活動した職員に対する罰則規定が定められています（地方公務員法第 63 条、3 年以下の懲役）。今後もその防止について、隨時、周知徹底を図ります。

2 審議会等の審議状況について (平成29年9月15日～平成29年11月21日)

(1) 三重県公益認定等審議会

1 審議会等の名称	三重県公益認定等審議会
2 開催年月日	平成29年9月26日
3 委員	会長 澤田 博 委員 奥島 要人 ほか2名
4 諒問事項	変更認定申請に係る諒問 (答申2件) ・ (公財) 鈴鹿国際交流協会 ・ (公財) 東海水産科学協会 変更認可申請に係る諒問 (答申1件) ・ (一社) 三重県森林協会
5 調査審議結果	・ 変更認定申請があった法人は、認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 ・ 変更認可申請があった法人は、認可の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。
6 備考	

注) (公財) : 公益財団法人、(一社) : 一般社団法人

(2) 三重県行政不服審査会

1 審議会等の名称	三重県行政不服審査会
2 開催年月日	平成29年9月22日、10月13日、10月24日
3 委 員	会長 中西 正洋 委員 岩崎 恭彦 委員 坂口 知子 ほか3名
4 諒問事項	以下の各処分に係る審査請求事件について ・生活保護申請却下処分 ・不動産取得税の賦課決定処分
5 調査審議結果	審査請求2事件について調査審議され、答申が決定されました。
6 備 考	